

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に係る国民健康保険税の減免について

1 減免の経緯・目的

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」こととされた。
- 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、市町村の判断により国民健康保険税の減免を行うことができることとされている。
- 今般、厚生労働省からは、財政支援の対象となる減免基準が示されたことから、愛西市においては、この基準に基づく減免規定を新たに定め、収入が減少した被保険者に対する支援を行う。

2 減免の概要

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険税を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯（※）の方
⇒ 保険税の全額免除又は一部を減額

※該当世帯の要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

- 保険税の減免額は、減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額

減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

- 300万円以下の場合：全部
- 400万円以下の場合：10分の8
- 550万円以下の場合：10分の6
- 750万円以下の場合：10分の4
- 1,000万円以下の場合：10分の2

注：主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

(2) 減免の対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

なお、減免を行うには、被保険者からの申請が必要

対象	普通徴収	特別徴収
令和元年度	第6期（令和2年2月納期）	第6期（令和2年2月分）
令和2年度	第1期（令和2年7月納期）から第9期（令和3年3月納期）	第1期（令和2年4月分）から第6期（令和3年2月分）

※減免対象期間中に既に徴収した保険税がある場合について、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、遡って減免を行うことも可能。

3 保険税の減免に要する費用に対する財政支援

今回、減免を行った金額（減収分）については、国の特別調整交付金及び国民健康保険災害等臨時特例補助金により全額が助成される。

4 関連措置

今回の保険税減免については、愛西市国民健康保険税条例施行規則の一部改正により対応する。

